

身延山久遠寺の本末について

林 是 晋

序

周知のように、近世における仏教各宗教団は、それぞれ成立の歴史的事情を異にするところの、各宗各派独自の本末及び寺格の制度を有し、おのおのの寺院は主としてこの両制度によってその属する教団内での地位が決定されたのである。すなわち本末制度が個別的に各寺院間の階層的な統属關係を示すものであるのに対し、寺格は教団全体における寺院の階級的な序列を示したのである。⁽¹⁾

たとえば寺格について、身延山久遠寺直末寺院においては「聖人寺」「平僧寺」等の階級が設けられており、それらは更に細分化されていて、その階級に随⁽²⁾って寺院の格式に相違があり、その格式に應じて僧侶の着すべき法衣や袈裟等の色が異なつて、それによつてその僧侶の、ひいてはその僧侶の代表する寺院の、教団内における階級的な位置が表示されたのであつた。

ちなみに聖人号ははじめ寺院住職たる僧侶に与えられたものであつて、身延山末寺住職で法功著しい者に対して久遠寺から特に聖人号が与えられ、それに相当する衣、袈裟等の着用が許されたのである。聖人号はのちに寺格ともせられて聖人跡⁽³⁾||聖跡となり、それが永代許されたものを永代聖人跡⁽³⁾||永聖跡と称するようになっていったのである。

しかしこれらがいつごろから制度化されどのような展開をとげていったかについては残念ながら未詳であり、漸次明らかにしていきたい。

このような寺格と、それから本末制度によって近世における各寺院はその教団内における階級的・階層的地位が明示されたのである。したがって近世の教団史を考察するにあたっては、この両者の検当が重要な課題の一つであることは言を俟たないところである。

身延山久遠寺を中心とする近世日蓮教団の動きを捉えるにあたっては、この問題は大事なテーマであり、今後事例検討を積み上げていく努力の必要性が痛感される。小稿は今後こうした問題を追究していくにあたって、ここで近世における身延山久遠寺を中心とする本末関係について先学の業績を踏まえて概観しておこうとするものである。

一

近世における本末関係は江戸幕府の寺院法度によって制度化された⁽⁴⁾。日蓮宗全体にわたっては受不施・不受不施の争論がその主な原因となつて、幕府はなかなか制定することができず、四代家綱代の寛文五年（一六六五）七月十一日の諸宗寺院法度の発布に至つてようやく一括した法度が施行されたわけであるが、久遠寺に対してだけは早く元和二年（一六一六）十一月二十五日に法度が出されている。これは天正十六年十一月十一日付の家康による禁制が再下付されたものであるが、その中に、「久遠寺末寺は久遠寺住職の計らいたるべきこと。もし僧侶や末寺が本寺に対して不義を企てたならば寺より追放する」という旨の一条が含まれている⁽⁵⁾。これは身延門流のみに通用するもので、他の門流にまではその効力を及ぼしうるものではなかったが、しかし少くとも門流内においては、ここで久遠寺のその

末寺に対する絶対的な統制権が幕府の公権によって確認・保証されたことになり、それは同時に身延門流における久遠寺を中心とする本末体制が、たとえ完成されたものではなかったにしても、既にこの時期かなりの規模で形成されていたことを意味しよう。

ところで近世における身延山久遠寺を中心とする本末関係をながめた時に、それは大きく分けて二つに分類できるところであろうと思われるのである。その一つはこの元和二年の段階で幕府により確認されているところの身延派寺院、即ち久遠寺直支配の末寺⁽⁹⁾直末と久遠寺との本末関係であり、もう一つはそれ以前においては一門流・門派の本山として本末関係の頂点にあったものが、不受不施事件を主な起因として、そして末寺帳の書き上げ等を通して、その末寺と共に形の上では身延山久遠寺の支配下に組み込まれ、身延派所属の本寺格として位置し、身延山久遠寺―本寺―末寺と次第する場合とである。

二

まず前者、すなわち久遠寺と身延山末寺との本末関係について、その約半数が集中している甲州（山梨県）について概観してみよう。

先にも触れたように久遠寺は元和二年の久遠寺法度によって、久遠寺を頂点とする本末関係を幕府によって確認されているのであるが、甲州一國に限っていえば、これより先永祿元年（一五五八）十二月十五日に当時甲州を領していた武田信玄によって「当國中身延山末寺之事如^レ先々^レ可^レ為^二聖人御斗^一事¹⁰」と、甲州中の身延山末寺のことについては久遠寺住職（当住は十五世日叙）のはからいに任すこと、すなわち久遠寺住職の末寺支配が認められているのであ

り、更にこの条文には「先々の如く」とあるところから、久遠寺と末寺との支配・被支配の關係が實際はこれよりもさらに溯りうるものであることを知ることが出来る。

ところで、近世甲州における日蓮教団の本寺とその末寺の数を本寺別に分類すると次の図のようになる。

これによれば身延山末寺の数は天正年間から寛永年間のあいだ、近世初頭に急増しているかのように見え、その増加数は百ヶ寺を越えている。しかし天正二十年（一五九二）の數には、寛永九年（一六三二）の末寺帳において地域的に最多の身延山末寺数を数えるところの、久遠寺の地元である河内地方の寺数を含んでおられない。寛永の末寺帳ではその数は九十余ヶ寺であり、それらの由緒のほとんどが日蓮聖人と何らかの形で結びついていることなどを考えると

河内地方の身延山末寺はかなり古くから建立されていたものが多いと考えられる。とすれば天正二十年の寺数に實際

	天正20年	寛永9年	文化年間	慶応4年	
身延山直末	39(11)	154	249	256	
身延末	甲府遠光寺末	12(1)	15	17	18
	中条長遠寺末	8(3)	14	30	30
	一ノ瀬妙了寺末	6(5)	13	25	28
小室妙法寺末	1(2)	12	35	39	
大野本遠寺末	(0)	—	5	5	
池上本門寺末	(6)	—	11	12	
京都本国寺末	(1)	—	4	3	
京都立本寺末	(1)	—	1	1	
京都妙頭寺末	(0)	—	0	1	
北山本門寺末	(3)	—	4	5	
西山本門寺末	(1)	—	1	1	
岡宮光長寺末	(8)	—	8	6	
駿河本成寺末	(0)	—	1	1	

天正20年の数は、身延山久遠寺身延文庫蔵の「身延山末屋敷御免許方」より抽出したものと共に、() 内の数は『甲斐国史』などの由緒によりこれ以前の建立と思われるものを記入した、従って身延山の系統に属さないものは末寺帳に入られていないのですべて() 内の記入である。また寛永9年のものは、内閣文庫架蔵『寛永年度日蓮宗末寺帳』（日蓮宗史料調査会刊）によるもの、文化年間の数字は『甲斐国志』記載の数字によるものである。

（本表は『甲斐国社記，寺記』第四卷1001頁に拠る）

にはかなりの数に加わることが予想され、となれば身延山末寺は近世初頭よりもむしろ寛永文化期の近世中期にその多くが創出されたということになる。¹¹⁾ 江戸幕府は元和八年（一六二二）あるいは寛文三年（一六六三）と新地の寺社建立を嚴禁している。¹²⁾ この法の下でこれらの寺は如何に創立されていたのであろうか、今後考究していく必要がある。あるいは既に指摘されているように、その多くは廃寺となつてゐる古寺の寺号をつけ、再建という名目で新寺を建立していくということがここではやはりなされたのであろうか。¹³⁾

さて身延山末寺のその地域的分布は既に述べたように久遠寺の所在する河内地方と、それから隣接地域である巨摩郡西郡地方に集中している。そしてそれらをも含めた甲州における身延山末寺は近世において四ブロックに分轄統治されていたのである。すなわち一之瀬妙了寺・加賀美中条長遠寺・遠光寺村遠光寺の三ヶ寺を触頭として、妙了寺は巨摩郡西郡地方の北部より武州筋・逸見筋を、長遠寺は巨摩郡西郡地方の南より八代郡西郡筋を、遠光寺は釜無川より東側の巨摩・八代・山梨三郡をそれぞれその触下として支配、統治をしていたのであり、身延山のある河内地方や、比較的遠隔の郡内地方にある末寺は、久遠寺直接の触下におかれていたのである。そしてこの触頭・触下の制は、たとえばある寺院が本末関係においては妙了寺末であつたとしてもその地域的分布から遠光寺の支配下におかれるというように、各末寺はもっぱら地域的な所在により久遠寺ならびに三ヶ寺の触頭によつて支配されていたのである。¹⁴⁾ しかしそれではその本来の本末関係と、この地域的な分類による触頭・触下の制とは具体的に各末寺においてどのよ

うに機能していたのかは検討の余地が残ろう。
この触頭の妙了寺・長遠寺・遠光寺の三ヶ寺はいずれも直接日蓮聖人から教えを受けた人々の創するところと伝えられ、¹⁵⁾ おそらくはその草創当時から身延山とは密接な関係を有していたと考えられる。そして少くとも近世初頭には

甲州における有力な身延山末寺としてその触頭に相当する地位にあったのである。例えば身延山は天正四年（一五六六）甲駿信の諸末寺僧俗に対して十月の祖忌を機会に百里以内は毎年、それより遠方は三年に一度必ず登詣すべきことの触を出しているが、その文書が妙了寺に蔵されている。これは妙了寺が既にこの時期触頭のような役目を果たしていたからこの触が所蔵されるに至ったとみてよいであろう。というのは少し時代は下るが元和七年（一六二一）の同じく妙了寺に架蔵される諸末寺の身延登詣をうながした触書は、明らかに身延山久遠寺の署名の隣りに妙了寺が追加、連署した形になっているのである。これをもってその触下に廻したものであろう。また遠光寺についても、既に天正十七年（一五八九）には「河東之惣導師」として甲州中央く東部の身延山末寺の差配権を握っていたのである。⁽¹⁶⁾

このように身延山は近世初頭には触頭の制の確立、また末寺僧俗の身延登詣への勸奨、あるいは内にあっては宿坊割を整えるなど、⁽¹⁷⁾積極的に末寺の把握に努めており、近世幕藩体制下に入る以前から久遠寺を中心とする本末関係の形成が意図され、それが積極的になされつつあったといえよう。そしてやがて江戸幕府の寺院統制策の確立に伴って、身延山久遠寺を中心とする本末組織もだんだん整えられ、安定化していき、そのことは日蓮教団内における身延山の地位の向上とも相俟って、近世中頃からの甲州にみられるような末寺数の増大にもつながっていたのであろう。

なお身延山とは直接かわりを持たず独自の発展を示してきながら、種々の理由から中途末寺組織に編入された立正寺・妙法寺・妙遠寺・遠妙寺等は「身延山客末」としての待遇をうけた⁽¹⁸⁾のであるが、はたして客末とは直末と比べて、身延山において、あるいは身延山にとって、具体的に如何なる存在であったのかは今後の課題となるであろう。

三

さて次に、不受不施事件を契機として、そして末寺帳の書き上げ等を通して久遠寺がその支配下に組み込んでい

た場合をみてみよう。既に明らかにされているように、⁽¹⁹⁾受派と不受派との当時の日蓮教団を二分する争いは、寛永七年（一六三〇）の身延山久遠寺を中心とする受派と、池上本門寺を中心とする不受派との対論いわゆる身池対論となつてあらわれ、不受派の世俗的権威よりも宗教的権威を優先させるといふその仏教的世界観を危険視する幕府の裁決は、身延山久遠寺を代表とする受派を勝利させるところとなつた。以後、近世封建社会においては絶対的なものであつた幕府の権威を頼みとして、身延山久遠寺を中心とする体制造りをもくろみ、それを目指して積極的に行動する身延方の努力は、しだいに幕府の入れるところとなり、やがて不受派のいわゆる寛文の惣滅となつて、身延山久遠寺の勢力・地位は日蓮教団内において飛躍的に増大することとなつたのである。

身池対論の結果、身延は不受派の関東・関西の雄であつた池上本門寺・京妙覚寺の住持権を獲得し、小西・中村の両談所を手中に収め、中山法華経寺・小湊誕生寺等を支配下にし、更に他の門流に対しても寺領供養、国王除外の制をもつて身延に同意するようせまつていったのである。

また丁度この頃、寛文九年（一六三二）九月に幕府が命じた末寺の書き上げに対応して久遠寺は、他門流に属する本寺をも含めて、身延を中心にその配下寺院を書き上げるといふ形をとつて、幕府の公権を背景に身延の地位の一段と高いことを教団内外に示すよう努めているのである。

このように、宗祖日蓮聖人が晩年の九ヶ年間を住まいされ、その御真骨を奉ずる、聖人棲神の地たる祖山としての日蓮教団屈指の宗教的権威を有する久遠寺は、ただ身延一門流のみならず、他門流にまで威力をもつ、日蓮教団を代表する総本山としての地位の確立とその安定のために必死の努力を続けていくことになるのである。そのことは身池対論で不受派を代表した池上日樹の弟子で、当時京都にあつて事件に連坐せず、間もなく江戸に下つて不受派の頭領

として活躍する長遠院日遊が、寛永十年に係けられる幕府への訴状の中で「竊探⁽²⁰⁾視彼之謀計之取越⁽²¹⁾借⁽²²⁾威光于公儀一
成⁽²³⁾号一宗之惣本寺⁽²⁴⁾恣欲⁽²⁵⁾押⁽²⁶⁾領⁽²⁷⁾寺庵⁽²⁸⁾擴⁽²⁹⁾出僧侶⁽³⁰⁾」と、身延は一宗の惣本寺となろうとしていると非難し、これに対
して身延方が同年七月一日付の訴状で「諸門流を身延一派ニ仕度存候而致⁽³¹⁾言上⁽³²⁾之由風聞御座候へ共、曾以無⁽³³⁾之義
候事⁽³⁴⁾」と否定していることも、身延の否定にもかかわらず、逆に身延方に日蓮教団の総本山たらしめとする意志が十分
あり、また衆目の見るところもそうであったからだろうと思えるのである。

しかしそれは一朝一夕にして成ることはなかった。本門寺・妙覚寺等の有力寺院を自門の触下とはしたものの、
その末寺の多くは依然として不受不施の姿勢を崩そうとはしないで、身延に押えられた本寺から離反していき、本寺⁽³⁵⁾
は本寺としての力を喪失して衰微し、従来の本寺・末寺という本末関係はその実体を失っていったのである。それ故
久遠寺はくり返しくり返し訴状を提出して不受不施派への追討に力を尽くすとともに、本寺の末寺統制権を幕府の公
権によって保証・確立されるよう請願を続けていったのである。そして結果的に不受不施派を寛文五年（一六六五）
の惣滅へと追い込んでいたのである。

それでは身延山久遠寺はその意図したように、やがては他門流に対してまで絶対的な統制権を持つ、名実ともに備
わった日蓮教団の総師・総本山たる地位にまで至ったのであろうか。そしてまた久遠寺―本寺―末寺と次第する本末
関係の近世における様態は如何なるものであったのであろうか、今後検討を加えていきたい。

四

最後に身延山と末寺について考えるにあたっての一つの事例として、京都妙伝寺をとりあげて、身延山との関係を

概観しておこう。

妙伝寺は現在京都市上京区北門前町にあり、開山日意の字をとって法鏡山と号している。開山の円教院日意はもと天台の学僧であったが、のち身延十一世日朝の門に投じ、その命を稟けて上洛し、日朝がかつて日蓮聖人の御遺骨を鎌倉本覚寺に分祠して東身延と称したように、日意もまた文明九年（一四七七）当時鎌倉や京都で活躍していた豪商の薬屋妙善一族等の外護をえて京都に妙伝寺を開き、ここに宗祖の御遺骨を分けて納骨し、志しはあっても遠隔のためになかなか霊地身延山へ詣でて宗祖の御前にぬかずくことができな西国方面の信徒の願いを充たすこととなったのである。爾来妙伝寺は京都における身延門流の拠点として「西身延」あるいは「関西身延」「鎮西身延」などと呼ばれるに至った。日意は妙伝寺にあること二十三年、明応八年（一四九九）には師日朝の譲りを稟けて身延十二世に晋み身延の護持・発展に尽くしたのである。

かように妙伝寺はその開創以来、身延山とは甚深い関係を有している点からみて、その草創の初期からごく自然的に久遠寺との本末の關係に入ったとみられるのであるが、しかしそれにも同じように宗祖の御遺骨を分祠して東身延と称するに至った鎌倉本覚寺と久遠寺との關係も含めて、それを確認しておく必要はあるであろう。

更に近世に入つての久遠寺と妙伝寺との關係をたどつてみても、その關係は親しいのである。妙伝寺十四世日勇は四条氏の帰依をうけて山科に檀林を創設したが、その弟子日通がこれを大成した。日通は妙伝寺、飯高檀林、池上本門寺を経て寛文十二年（一六七二）身延三十世の狛座に登り、その間多くの弟子を養い、脱・省・亨と続くその後の身延山の全盛時代を表出せしめて²⁵いる。

このように近世に入つても日通に代表されるような人的にも身延山と深い關係を有して妙伝寺は、西国における身

延山久遠寺の触頭として近世を存在することになるのであるが、しかし本末関係においてこの妙伝寺の立場はなかなか微妙であった。⁽²⁶⁾それを象徴するかのようには妙伝寺にはかつて「京本関末」という呼称があったのである。つまり京都では本山であるが関東に出た場合は身延の直末であるという意味である。事実身延山久遠寺身延文庫に所蔵される、延享二年（一七四五）に久遠寺がその触下支配の本寺・末寺を書き上げて幕府に提出した扣帳⁽²⁷⁾によるに、すなわちこの「身延久遠寺触下本末帳」は、直末の部と、久遠寺所轄触下本寺二十八ヶ寺の部とに分かたれているのである。が、妙伝寺は本寺の部ではなくて直末のところに編入されていて、本寺ではなく末寺の扱いをうけているのである。同じく身延文庫の所蔵にかかる天明七年（一七八七）の末寺帳においても同様の扱いをうけている。ために京都における本寺たる妙伝寺はこれを不満として、安永末から天明、享和期にかけて身延から自立を計る動きをも示すのである。⁽²⁸⁾

このように身延山と妙伝寺との関係ははなはだ微妙な面もあり、その触下寺院をめぐっていくつかの摩擦をも生じている。明和元年（一七六四）には身延直末たる鷹峰檀林常照寺を、身延触頭たる立場をもってその支配下におこうとして紛糾を生じ、⁽²⁹⁾天明元年（一七八一）には宗祖五百遠忌にさいし、海宝寺等の大阪四ヶ寺が久遠寺への献納物を触頭妙伝寺へ納めたにもかかわらず、妙伝寺がこれを久遠寺へ届けなかったということから、大阪の四ヶ寺は妙伝寺の失態を理由にその支配を離れ、身延の直触とならんとして運動を起こしている。⁽³⁰⁾また、備後福山の実相寺はかねてより身延直末であるにもかかわらず、最近妙伝寺はその末寺であるかのように取り扱っているようであるが、身延より妙伝寺へ実相寺をその末寺として差し遣わしたという証拠でもあるのかと、天明八年に身延は妙伝寺を問い詰めてもいるのである。⁽³¹⁾

以上略述してきたように、身延山と西の身延と称される妙伝寺とは近い間がらであるとともに、また時にはいろいろな問題をも生じているのであるが、これを仔細に捉えるにあたっては、またこの問題に限らないわけであるが、身延山久遠寺身延文庫および京都妙伝寺等をはじめとする各地各所に所蔵される関係史料を広く調査採訪しそれを正しく評価する必要性を強く痛感する。願わくはその機会の多く得られんことを祈るものである。

(以上拙いものではあるが、私としては全力を尽くしたつもりであるこの小稿を、師父の古稀の祝いに捧ずる。)

〔註〕

- (1) 川崎庸之、笠原一男編『宗教史』二八四頁
- (2) 「聖人寺」についてみると、紋白袈裟の着用が許された「聖人寺」と、それが許されていない「聖人寺」。あるいは聖人号が永代許された寺と、そうでない寺等の区別がみられる。
- (3) 笠原一男編『日本宗教史Ⅱ』一一一頁
- (4) 藤井学「江戸幕府の宗教統制」(『日本歴史』近世3)
- (5) 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』二〇頁
- (6) 同右 九三頁
- (7) 坂本勝成「京都妙覚寺本末考」(『近世法華仏教の展開』三七七頁)
- (8) 『甲斐国社記・寺記』第四卷一四三頁
- (9) 直末の末寺すなわち孫末等の身延派関係寺院も含める意味で以後は単に末寺とする。
- (10) 『甲斐国社記・寺記』第四卷一三九頁
- (11) 斎藤典男「近世初期における甲斐日蓮教団の発展」(『甲斐路』一四号一五頁)
- (12) 笠原一男編『日本宗教史年表』参照
- (13) 圭室文雄 前掲書 一四六頁
- (14) 『甲斐国社記・寺記』第四卷解説の項参照

- (15) 斎藤典男前掲書によれば、妙了寺はもと真言宗であったが、日蓮聖人身延入山の途次教化をうけた相又日仏尼とその子中道院日了が聖人示寂後故郷巨摩郡中野村に帰り中野・市之瀬の部落を教化して、永仁四年(一二九六)頃これを日蓮宗に改めこの地域の布教の拠点となしたと伝え、長遠寺は弘安二年(一二七九)真言宗の僧大心阿闍梨が日蓮聖人に帰依し、弟子となつて久成院日心と改めたのが始めであるといわれ、遠光寺ははじめ臨濟宗であったが文永年中住職の宗明が身延へ登山して聖人に帰伏して改宗したという。
- (16) 斎藤典男 前掲書
- (17) 拙稿「身延山支院の研究―宿坊について―」(『日蓮教学研究所紀要』創刊号)
- (18) 斎藤典男 前掲書
- (19) 影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』宮崎英修『禁制不受不施派の研究』同『不受不施派の源流と展開』等参照
- (20) 宮崎英修『禁制不受不施派の研究』一三頁
- (21) 同右 二六四頁
- (22) 同右 二六五頁
- (23) 高木豊「近世初頭における日蓮教団の動向」(『史潮』八〇号)
- (24) 影山堯雄「諸檀林並親師法縁」第二編第八章参照
- (25) 身延山久遠寺編『身延山史』参照
- (26) 林是幹「身延山と末寺」(『みのぶ』昭和二十八年三月号)
- (27) 『日蓮教学研究所紀要』三号所収
- (28) 『身延文庫所蔵文書・絵画目録』一三五頁
- (29) 影山堯雄 前掲書 一六五―一七四頁
- (30) 『身延山史』二二五―二二七頁
- (31) 身延山久遠寺身延文庫所蔵文書による。